

2022年2月

お客様各位

### **農業機械の買い取りを希望されるお客様へ**

日頃はヤンマー製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

標記の件、お客様ご所有の農業機械の買取を希望される場合、現在当社では下記のご案内をさせて頂いております。改めてご連絡させていただきますと共に、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 記

- ① 当社 各支店営業担当者が、再販売が可能な農業機械に限り、買取り代金をお見積させていただきます。
  - ② 見積書の買取り代金に同意いただければ、買取契約書に署名・押印をいただきます。
  - ③ 買取契約締結、機械引き取り後、お客様ご指定の口座（銀行・JA 等）への振り込みにて、買取り代金をお支払いたします。
  - ④ また、新車や中古機をご購入の際、ご所有の農業機械が不要な場合、当社査定価格にて「下取り」をさせていただきます。
  - ⑤ 尚、ご不要となった農業機械の廃棄処分のみをご希望の場合、当社は産業廃棄物処理に関する資格を持たないため、お引き取りすることができません。誠に申し訳ございませんが、お客様ご自身で産業廃棄物処理業者等へ廃棄処分をご依頼願います。
- ※ 買取りに関するお問い合わせにつきましては、当社 各支店までお問い合わせ願います。
- ※ お客様の農業機械を別のお客様へ、当社社員が個人的に売却仲介やあっせん（それに類する行為）等行うことを、当社では会社規則にて固く禁じております。

以上